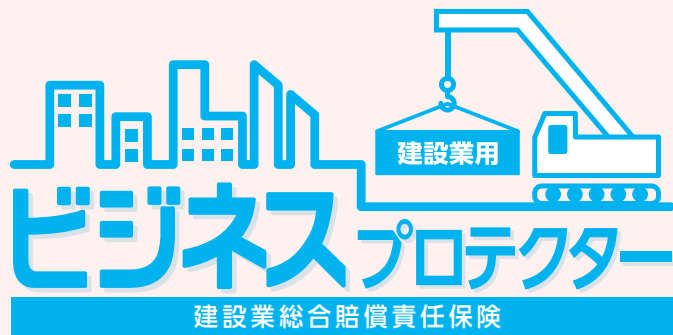


立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2015年10月1日
以降始期契約用



事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー！

建設業ならではの
リスクに幅広く対応

事業者のみなさまをトータルサポート！



施設、業務、生産物などの
賠償の補償を1つの保険で！

- お手続きは簡単
- 多彩なニーズに応えるプラン
- 納得の保険料

補償の概要

「**ビジネスプロテクター（建設業用）**」は、貴社のさまざまなニ

環境の変化やグローバル化により、
ビジネスの周りにはさまざまな**賠償リスク**が存在します。



賠償事故が発生した場合、
次のような**損害賠償金**や**諸費用**が発生する可能性があります。

損害賠償金



経営に大きな影響をあたえる
ような賠償事故になる
ケースがあります。

想定事故例

地下工事における水道管破損事故

賠償額 約5,000万円

解体作業中の隣家損壊事故

賠償額 約6,700万円

その他諸費用



長期にわたる争訟は思わぬ損失を
生み出しかねません。

損害賠償金以外にもさまざまな
費用がかかる可能性があります。

訴訟費用

損害防止費用

ブランドイメージ回復費用

弁護士報酬

等



**ビジネスプロテクター
（建設業用）は、
賠償リスクを
しっかり補償。**

完成工事高・売上高
50億円以下の
建設業のみなさまの
さまざまな賠償リスクを
1年間を通じて補償！

ズにお応えする賠償責任保険です。

こんなお悩みも解決します！

いろいろな保険に
加入しているが、
**補償が重複していたり
不足していたり**
しないだろうか。

特徴 ①へ



契約の都度いろいろな
資料を集めたり
手続きが煩雑で面倒
なんだよなあ。

特徴 ③へ

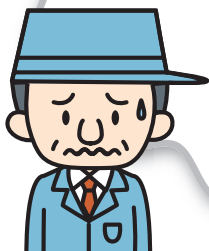


いったい
どうしたら
いいの？



**賠償責任保険には
加入しているが、**
補償は本当に十分
なんだろうか。

特徴 ②へ



補償を充実させたい
けれど、
保険料が高く
なってしまうのは、
困ったものだ。

特徴 ④へ



**さらに、
上記の
お悩みも
解決します！**

特徴 ① 補償の重複や
加入もれの心配無用！

特徴 ② 幅広いリスクに対応！

特徴 ③ 契約手続きが簡単！

特徴 ④ 納得の保険料水準！

4つの特徴の詳細につきましては次のページをご覧ください。

商品の特徴

ビジネスプロテクター(建設業用)の4つの特徴について、ご説明

特徴
①

**補償の重複や
加入もれの心配無用！**

**さまざまなリスクを
1つの保険契約で補償します。**

リスクごとにバラバラに保険加入いただく必要はなく、貴社のすべての施設、業務、生産物等を1つの保険契約でまとめて補償します。



日本国内のすべての
施設、業務、生産物等を対象とするため、
たくさんの支店や工事があっても
保険の加入もれの心配がありません。



(ご注意) 保険の対象となる施設、業務、生産物等の一部
を保険の対象から除くことはできません。

(ご注意) 一部対象とならない施設 (航空機、パラグライダー等)、業務 (医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等)、生産物 (特定医薬品、治験等) 等もあります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特徴
②

幅広いリスクに対応！

**貴社のご要望にお応えできるよう、
さまざまな補償をご用意しました。**

使用者賠償責任補償やブランドイメージ回復費用等の幅広いリスクに対応!!



します。

特徴

③

契約手続きが簡単!

たったの3ステップでお見積りが完成!
簡単にご契約いただけます。

以下の3ステップで、お見積りが完成します。

Step 1

業種(主業務)と
完成工事高・
売上高^(注)を
ご申告ください。

Step 2

プランと
オプションを
お選びください。

Step 3

支払限度額と
免責金額を
お選びください。

お見積り
完成!

保険料
お支払い

契約
手続き
完了!

(注)「借用不動産損壊補償」(オプション) をセットする場合は、併せて、借用户室の種類と借用户室数もご申告ください。

(ご注意) 実際のご契約手続きにつきましては、保険申込書、告知書等、当社所定の書類をご提出いただきます。
詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



特徴

④

納得の保険料水準!

幅広いリスクに対応する補償が
ついて、この保険料です!!

多彩な補償をまとめてセットすることで、補償の重複と加入もれを解消。納得の保険料水準を実現しました。

年間保険料例 (一時払)

支払限度額: 3億円 免責金額: なし 保険料割引制度による割引: 10%適用の場合

	ベーシックプラン	プレミアムプラン
A 道路工事 完成工事高・売上高: 3億円	845,960円	1,072,580円
B 建築設備工事 完成工事高・売上高: 8,000万円	360,000円	470,000円
C 建築工事 完成工事高・売上高: 1億円	225,330円	274,250円

(ご注意) ・上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際の保険料は、告知の内容、支払限度額、払込方法などによって異なります。

・ベーシックプラン、プレミアムプランの補償範囲につきましては5~8ページをご参照ください。

補償の詳細

2つのプランと5つのオプションをご用意しました。

ビジネスプロテクター（建設業用）は次のような事故の場合にお役に立ちます。お客さまのニーズに合

施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

業務リスク

業務（仕事）の遂行により生じた賠償責任の補償

生産物、仕事の結果リスク

製造・販売した製品（生産物）または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

拡張補償リスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セットされる
拡張補償です。

プレミアムプラン

より手厚く補償できるおすすめプランです。

ベーシックプラン

基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

施設の管理不備による事故

身体

財物



事務所で火災が発生し、非常口等の管理不備でお客さまに死傷者がでてしまった。

施設の管理不備による事故

身体

財物



資材置場に積んであった材木が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。

設備の管理不備による事故

身体

財物



作業場の看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人にケガをさせてしまった。

業務中の事故

身体

財物



ビル改装工事中に高層の作業現場から電気ドリルを誤って落とし、通行人がケガをした。

業務中の事故

身体

財物



ビル建設工事中に足場が外れて落下し、隣接する建物を損壊した。

業務中の事故

身体

財物



ビル外装の塗装中にペンキ缶を落として通行人の衣服を汚した。

生産物による事故

身体

財物

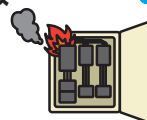


販売した建築資材に欠陥があったため、購入者がケガをした。

仕事の結果による事故

身体

財物



電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生して隣家の壁が焼損した。

仕事の結果による事故

身体

財物



エアコン設置の欠陥により漏水が発生し、お客さまの家のじゅうたんを汚してしまった。

財物損壊を伴わない使用不能損害補償

身・財
以外

貴社が行う建設工事中においてクレーンが倒れ、隣接店舗の入り口をふさいだため、休業を余儀なくされた店舗の休業損害について、貴社が損害賠償請求を受けた。

人格権侵害補償

身・財
以外

エレベーターの管理不備が原因でお客さまがその中に閉じこめられ、精神的ショックを受けたとして、貴社が損害賠償請求を受けた。

広告宣伝侵害補償

身・財
以外

新聞広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして貴社が損害賠償請求を受けた。

オプション

基本プランにセットしていただくことで貴社のニーズに合わせた補償ができます。

地盤崩壊危険補償

財物



基礎工事中に、突発的に発生した土地の振動により、隣家の壁が崩れた。

借用不動産損壊補償

財物



社宅として借用している建物において、従業員がストーブを誤って倒したため出火し、家主に対して債務不履行責任を負った。

わせてお選びください。

アイコンのご説明

損害賠償

身体

他人の生命や身体を害し(以下「身体障害」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

財物

他人の財物を滅失、破損または汚損し(以下、「財物損壊」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

身・財以外

他人への身体障害・財物損壊以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

費用利益

費用利益

偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。

昇降機補償

身体

財物



事務所ビル内のエレベーターの誤作動により子供が扉にはさまれてケガをした。

給排水管からの漏水(漏水補償)

身体

財物



事務所ビル内の給排水管が破裂・漏水し、階下の店舗の内装を汚してしまった。

構内専用車等補償

身体

財物



作業場内においてフォークリフトで荷物の積み下ろしをしているときに、フォークリフトをお客さまにぶつけ、ケガをさせてしまった。

海外出張中の事故(国外業務危険補償)

身体

財物



海外出張に行き、商談を行っている最中に、誤って商談相手にケガをさせてしまった。

作業対象物に発生した損害(管理財物損壊補償)

財物



お客さまの家で、エアコンの据付のため、壁に穴を開けている際に、壁を傷つけてしまった。

(注)「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含まれます。

生産物または仕事の目的物自体の損害(生産物自体の損害補償)

財物

電気工事の配線ミスにより漏電。それにより火災が発生して隣家の壁が燃えてしまい、電気配線自体も破損した。

不良完成品損害補償(生産物リスク)

財物

製造・納入した製品をお客さまが機械の部品として使用したところ、その製品に異物が混入していたことにより、完成品である機械が破損した。

不良製造品損害補償(生産物リスク)

財物

製造した機械に欠陥があったため、それにより生産された商品が破損した。

被害者治療費等補償

費用利益

事務所に訪れたお客さまが転倒し負傷。その通院の治療費用がかかった。

初期対応費用補償

費用利益

緊急的対応のために事故現場の取片付けを行い、費用がかかった。

訴訟対応費用補償

費用利益

日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して、必要な文書を作成するための費用がかかった。

ブランドイメージ回復費用補償

費用利益

事故発生により失った信頼度を回復させるために、安全対策に関する広告宣伝活動等の方法を策定するためのコンサルタントを起用し、費用がかかった。

借用・支給財物損壊補償

(借用財物) 損壊補償

財物



作業場内で、建築工事のために借用したクレーン車を誤って壊してしまった。

(支給財物) 損壊補償

財物



発注者から、住宅に据え付けるために支給されたエアコンを、取り付け中に誤って壊してしまった。

受託物損壊補償

財物



火災により保管施設が焼失し、施設内で保管中の受託物が燃えてしまった。
(注)「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含まれます。

工事遅延損害補償

身・財以外



ビル建設工事中にクレーンが倒れて隣接するビルの壁等を損壊したことにより、約定した履行期日よりも作業終了が2週間遅れてしまった。

データ損壊復旧費用補償

費用利益



取引先の工場で製造機械の出張修理を行っている際に、プログラムまたはデータを損壊したことにより、消失した情報を復旧させるための費用がかかった。

ネットワーク危険補償

身・財以外



貴社のパソコンがコンピュータ・ウイルスに感染し、電子メールを通じて取引先の情報システムに感染させたことにより、取引先の業務を阻害した。

雇用慣行賠償責任補償

身・財以外



女性であることを理由として、極端に低い人事評価を受け、同期入社の方より大幅に昇進が遅れたとして、従業員から訴えられた。

使用者賠償責任補償

身体



建物や設備の欠陥による漏電事故により、従業員が業務中に負傷。それにより後遺障害を負った従業員から訴えられた。

補償の詳細

事故が発生した場合に適用される支払限度額と免責金額をご案内します。

施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

業務リスク

業務（仕事）の遂行により生じた賠償責任の補償

生産物、仕事の結果リスク

製造・販売した製品（生産物）または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

拡張補償リスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セットされる
拡張補償です。

プレミアムプラン

より手厚く補償できるおすすめプランです。

ベーシックプラン

基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

施設・設備の管理不備による事故



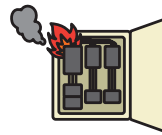
支払限度額（1事故・保険期間中）： **ご契約いただく支払限度額**

業務中の事故



支払限度額（1事故・保険期間中）： **ご契約いただく支払限度額**

生産物による事故



仕事の結果による事故



支払限度額（1事故・保険期間中） **ご契約いただく支払限度額**

免責金額（1事故）：

財物損壊を伴わない
使用不能損害補償

支払限度額
（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）

ご契約いただく
免責金額

人格権侵害補償

支払限度額
（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）

ご契約いただく
免責金額

広告宣伝侵害補償

支払限度額
（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）

ご契約いただく
免責金額

オプション

地盤崩壊危険補償
支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
ご契約いただく免責金額

借用不動産損壊補償
支払限度額
1事故：1,000万円
保険期間中： **ご契約いただく支払限度額**
免責金額（1事故）

事故の原因	免責金額（1事故）
火災、破裂・爆発、水漏れ	なし
上記以外	10万円

ご契約いただく支払限度額

11パターンよりお選びいただけます。なお、支払限度額は
この保険契約で支払う保険証券総支払限度額となります。

支払限度額 (1事故・保険 期間につき)	5,000万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円
	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円	

一部の補償については、下記のとおり個別に支払限度額・免責金額を設定しています。

ご契約いただく免責金額

8パターンよりお選びいただけます。

免責金額 (1事故につき)	なし	1万円	3万円
	5万円	10万円	30万円
	50万円	100万円	

詳細につきましては9ページをご参照ください。

昇降機補償



給排水管からの漏水(漏水補償)



構内専用車等補償



免責金額(1事故): **ご契約いただく免責金額**

海外出張中の事故 (国外業務危険補償)



作業対象物に発生した損害 (管理財物損壊補償)



免責金額(1事故): **ご契約いただく免責金額**

生産物または
仕事の目的物自体の損害
(生産物自体の損害補償)
支払限度額(1事故・保険期間中)
1,000万円

不良完成品損害補償 (生産物リスク)

支払限度額(1事故・保険期間中)
1億円または **ご契約いただく
支払限度額**のいずれか低い金額

不良製造品損害補償 (生産物リスク)

支払限度額(1事故・保険期間中)
1億円または **ご契約いただく
支払限度額**のいずれか低い金額

ご契約いただく免責金額

被害者治療費等補償

支払限度額(1事故・保険期間中)
1,000万円
<1事故につき被害者1名について>
死亡・重度後遺障害:50万円
入院:10万円
通院:3万円
免責金額(1事故)
なし

初期対応費用補償

支払限度額
(1事故・保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)
なし

訴訟対応費用補償

支払限度額
(1事故・保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)
なし

ブランドイメージ 回復費用補償

支払限度額(1事故・保険期間中)
1,000万円
(ご注意)1事故につき、縮小支払割合
90%を乗じて得た額について
のみ保険金をお支払いします。
免責金額(1事故)
なし

借用・支給財物損壊補償

支払限度額
(1事故・保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)
5万円



受託物損壊 補償

支払限度額
(1事故・保険期間中)
100万円
免責金額(1事故)
なし



工事遅延損害補償

支払限度額(1事故)
次のいずれか低い額
①対象工事の請負契約書の遅延
規定に規定された工事の遅延
による損害賠償金の額(違約金
をいい、違約罰を含みません。)
②1,000万円
支払限度額(保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)



**ご契約いただく
免責金額**

データ損壊 復旧費用補償

支払限度額
(1事故・保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)



ご契約いただく免責金額

ネットワーク危険補償

支払限度額(一連の損害賠償請求・保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)
なし

雇用慣行賠償責任補償

支払限度額(一連の損害賠償請求・保険期間中)
1,000万円
免責金額(1事故)
なし

使用者賠償責任補償

支払限度額(1回の災害・保険期間中)
5,000万円、1億円の2パターン
から選択
免責金額(1事故)
なし
(ご注意)政府労災、自賠責保険・自動車保険、法
定外補償規定等の上乗せとします。

ご契約の条件等

ご契約の条件等

ご契約対象となる方

この保険は次の①、②の条件を満たす事業者のみなさまを対象としています。

- ① 主業務(最も完成工事高・売上高に占める割合の大きい業務)が「**建設業**」であること。
- ② すべての業務の合計完成工事高・売上高(保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込完成工事高・売上高の総額)が**50億円以下**であること。

(ご注意)・一部対象とならない業種もあります。契約対象となる業種の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

・新設法人等で「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込完成工事高・売上高」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての完成工事高・売上高の総額(以下、「事業計画値」といいます。)を「完成工事高・売上高」として保険料を算出します(事業計画値が50億円以下である場合に限りします)。

保険の対象となる施設、仕事(業務)、生産物、仕事の結果

この保険はすべての施設、仕事(業務)、生産物、仕事の結果を対象とします。

	保険の対象
施設	貴社(記名被保険者)が仕事(業務)の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設
仕事(業務)	貴社(記名被保険者)が遂行するすべての仕事(業務)
生産物	貴社(記名被保険者)が製造、販売または提供し、貴社(記名被保険者)の占有を離れたすべての財物
仕事の結果	貴社(記名被保険者)が遂行するすべての仕事の結果

(ご注意)・一部対象とならない施設(航空機、パラグライダー等)、仕事(医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等)、生産物(特定医薬品、治験等)、仕事の結果(設計のみの仕事、臨床研究に関する仕事等)もあります。

・この保険の保険適用地域は「日本国内」となります。ただし、一部の業務については、「全世界」となります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

支払限度額の設定について

支払限度額は、以下の11パターンよりお選びいただけます。

なお、支払限度額はこの保険契約で支払う保険証券総支払限度額となります。

支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	5,000万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円
	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円	

免責金額の設定について

免責金額は、以下の8パターンよりお選びいただけます。

免責金額 (1事故につき)	なし	1万円	3万円	5万円
	10万円	30万円	50万円	100万円



上記の支払限度額・免責金額にかかわらず、一部の補償については個別に支払限度額・免責金額を設定しています。

詳細につきましては7～8ページをご参照ください。

保険料について

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込完成工事高・売上高」および支払限度額等に基づいて決定されます。

詳細につきましては取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

★新設法人等の取扱いについて

新設法人等で、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込完成工事高・売上高」が存在しない場合には、ご契約時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の完成工事高・売上高をご通知いただく必要はありません。

保険期間終了後に
保険料を精算いただく
必要はありません！



ビジネスプロテクター（建設業用）には、**保険料割引制度**があります。

右記の条件に該当する場合には、保険料が**最大20%**割引になります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 1 保険契約締結日時点でISO9001の認証を取得済（全事業所・一部事業所を問いません。）である。
- 2 把握可能な最近の「経営事項審査結果通知書」の「総合評定値」（複数区分に存在する場合には、最も高い評定値）が700点以上である。
- 3 労働災害総合保険有期包括契約、傷害保険（従業員全員を被保険者とした契約）、業務災害補償保険（ビジネス・ネクスト）（従業員全員を補償対象とした契約）、工事保険（建設工事保険・組立保険・土木工事保険）包括契約のいずれかのご契約が当社にある。
- 4 保険会社を問わずに賠償責任保険（自動車保険・自賠責保険を除きます。）のご契約が5年間以上あり、かつ5年以内に保険金請求を行っていない。

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

被保険者	リスク	施設リスク	業務リスク	生産物リスク	仕事の結果リスク
①記名被保険者		○	○	○	○
②記名被保険者の役員・使用人（注1）		○	○	○	○
③下請負人（注1） （生産物リスクについては「下請製造業者（注2）」とします。）	—	—	○ （自動的に補償）	○ （自動的に補償）	○ （自動的に補償）
④販売業者（注3）	—	—	—	○ （自動的に補償）	—
⑤発注者（注4）	—	—	○ （自動的に補償）	—	—

（注1）記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

（注2）記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される材料、資材、装置その他品類を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

（注3）記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

（注4）建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

（ご注意）一部補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましては取扱代理店または当社までお問い合わせください。

・被保険者間相互の事故も補償の対象となります（交差責任補償）。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、すべての保険金の合計で、保険証券記載の支払限度額（総支払限度額）を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、損害賠償金とはなりません。

適用される普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

プラン例

業種別おすすめプラン



土木工事業向けモデルプラン

ケース①

補償は
スタンダードに、
保険料はなるべく
安い方がいい！

ベーシックプラン がおすすめです！

ベーシックプランでは、右記のような貴社が行った仕事に起因する財物損壊事故をはじめ、施設の管理不備や行った仕事の結果に起因する身体障害、財物損壊等、基本となるリスクを補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

道路工事中に、埋設された水道管を誤って破損してしまい、水道管の補修費用を負担した。



損害賠償金 **1億円**

ケース②

工事中に事故が
起きてしまい、
それが原因となって
工事が遅延した
場合のリスクにも
備えたい！

プレミアムプラン がおすすめです！

プレミアムプランでは、ベーシックプランの補償に加えて、右記のような業務中の身体障害事故に伴い、工事遅延が発生した場合にかかる違約金（損害賠償金）等のリスク等も幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

道路工事のため、地面を掘削中に重機が通行人に接触し、死亡させてしまう事故が発生。警察の調査等もあって工事の再開が遅れ工期が2週間程度延びたため、請負契約の遅延規定に基づいて発注者に違約金を支払った。



損害賠償金 **600万円**

ケース③

工事中に地盤崩壊が
発生し、賠償責任を
問われた場合に
備えたい！

プレミアムプラン+ 地盤崩壊危険補償（オプション） セット がおすすめです！

プレミアムプランにオプションをセットした場合は、プレミアムプランの補償に加えて、地盤崩壊危険補償をはじめとしたオプションをセットしていただくことによって、貴社のリスクを幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

掘削工事によって現場周辺の地下水が減少したことにより、周辺の地盤が沈下し、建物を損壊してしまったため、損害賠償金を支払った。



損害賠償金 **1,000万円**

▶各種プランならびにオプションの補償の範囲につきましては、5～8ページをご参照ください。

年間保険料例（一時払） [土木工事業向け（道路工事の場合）] 支払限度額：3億円 免責金額：なし 保険料割引制度による割引：10%適用の場合

プラン 完成工事高・売上高	ベーシックプラン	プレミアムプラン	プレミアムプラン + 地盤崩壊危険補償（オプション）
1億円	360,000円	470,000円	529,980円
3億円	845,960円	1,072,580円	1,244,710円
5億円	1,269,730円	1,612,580円	1,873,480円

ベーシックプランに各種オプションを
セットしていただくことも可能です。

上記以外に支払限度額・免責金額を設定することも可能です。

詳細につきましては9ページをご参照ください。



建築工事業向けモデルプラン

ケース①

補償は
スタンダードに、
保険料はなるべく
安い方がいい！

ベーシックプラン がおすすめです！

ベーシックプランでは、右記のような貴社が行った業務に起因する財物損壊事故をはじめ、施設の管理不備や行った仕事の結果に起因する身体障害、財物損壊等、基本となるリスクを補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

住宅の新築現場に木材を運搬する際に、隣接する住宅の外壁を破損。外壁の補修費用を負担した。



損害賠償金 **1,000万円**

ケース②

工事のために
借用した財物を
壊してしまった
場合のリスクに
備えたい！

プレミアムプラン がおすすめです！

プレミアムプランでは、ベーシックプランの補償に加えて、工事等の遂行のために借用している財物に対する賠償リスク等も幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

建築工事現場内に設置していたリース物件である仮設トイレ内のタバコの燃えカスから発火。仮設トイレが全焼となり、リース会社に損害賠償金を支払った。



損害賠償金 **100万円**

ケース③

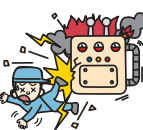
労災事故が発生し、
使用者としての
賠償責任を
問われた場合に
備えたい！

プレミアムプラン+使用者賠償責任補償(オプション) セット がおすすめです！

プレミアムプランにオプションをセットした場合は、プレミアムプランの補償に加えて、使用者賠償責任補償をはじめとしたオプションをセットしていただくことによって、貴社のリスクを幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

新築工事中の漏電事故により、従業員が負傷。一命は取り留めたが、重度後遺障害を負った。労災保険から保険金が支払われたが、安全配慮義務違反を問われ、従業員に対して損害賠償金を支払った。



損害賠償金 **5,000万円**

▶各種プランならびにオプションの補償の範囲につきましては、5～8ページをご参照ください。

年間保険料例(一時払) [建築工事業向け] 支払限度額:3億円 免責金額:なし 保険料割引制度による割引:10%適用の場合

プラン 完工工事高・売上高	ベーシックプラン	プレミアムプラン	プレミアムプラン +使用者賠償責任補償(オプション)
1億円	225,330円	274,250円	308,670円
3億円	628,700円	768,180円	871,430円
5億円	940,810円	1,151,620円	1,323,700円

支払限度額:
1億円の場合

ベーシックプランに各種オプションを
セットしていただくことも可能です。

上記以外に支払限度額・免責金額を設定することも可能です。

詳細につきましては9ページをご参照ください。

プラン例

業種別おすすめプラン



建築設備工事業向けモデルプラン

ケース①

補償は
スタンダードに、
保険料はなるべく
安い方がいい！

ベーシックプラン がおすすめです！

ベーシックプランでは、右記のような貴社が行った仕事の結果に起因する財物損壊事故をはじめ、施設の管理不備や業務中のミスによる身体障害、財物損壊等、基本となるリスクを補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

メーカー工場の給配水設備工事で行った配管水圧試験時の残水が、本来排出すべきでない箇所から排出され、既設の製造ラインを損壊してしまった。



損害賠償金 **1,500万円**

ケース②

お客様のデータを
損壊してしまった
場合に備えて、
復旧費用を
補償してほしい！

プレミアムプラン がおすすめです！

プレミアムプランでは、ベーシックプランの補償に加えて、業務中にお客さまのデータを消失または損壊してしまった場合に備え、データ損壊復旧費用等のリスクも幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

オフィスビルの電気設備の修理中に、作業ミスで電源を落としてしまい、オフィスで使用されていた情報機器内データが消失。そのデータの復旧費用を請求された。



損害賠償金 **1,000万円**

ケース③

労災事故が発生し、
使用者としての
賠償責任を
問われた場合に
備えたい！

プレミアムプラン+使用者賠償責任補償(オプション)セット がおすすめです！

プレミアムプランにオプションをセットした場合は、プレミアムプランの補償に加えて、使用者賠償責任補償をはじめとしたオプションをセットしていただくことによって、貴社のリスクを幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

工場内の設備作業中に発生した漏電事故により、従業員が死亡。労災保険から保険金が支払われたが、遺族から使用者としての賠償責任を問われ、法律上の損害賠償責任を負った。



損害賠償金 **5,000万円**

▶各種プランならびにオプションの補償の範囲につきましては、5～8ページをご参照ください。

年間保険料例(一時払)

[建築設備工事業向け] 支払限度額:3億円 免責金額:なし 保険料割引制度による割引:10%適用の場合

プラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン	プレミアムプラン +使用者賠償責任補償(オプション)
完成工事高・売上高			
1億円	369,580円	494,280円	534,430円
3億円	1,036,370円	1,393,000円	1,513,460円
5億円	1,554,420円	2,094,160円	2,294,920円

支払限度額:
1億円の場合

ベーシックプランに各種オプションを
セットしていただくことも可能です。

上記以外に支払限度額・免責金額を設定することも可能です。

詳細につきましては9ページをご参照ください。

その他のご説明

インターリスク総研のコンサルティングを活用ください！

MS&AD インシュアランスグループにおいてリスクマネジメント事業を担うインターリスク総研では、企業向けリスク管理・危機管理のコンサルティング実績を多数有しております。生産物や施設に起因する事故の予防措置から、実際にリスクが顕在化した場合のリコールやメディア対応をはじめとする緊急時対応、再発防止策の検討の支援などについて、幅広い領域でのサポートが可能です。

<コンサルティングの例>

製造物責任予防対策 コンサルティング

製品の安全性確保のため、「開発・設計」、「製造・検査」、「流通・販売・アフターサービス」などさまざまな局面でリスクを評価し、対策の実施を支援します。

賠償事故対応 コンサルティング

自社運営施設や自社製品・サービスの不具合・クレームが発生した場合に備えて、対応マニュアル等を整備します。『PL事故対応マニュアル』やリコール実施時の対応手順等を定めた『緊急時対応計画』などの整備を支援します。

緊急時対応 コンサルティング

実際に事件・事故が発生してしまった際に、「情報収集→原因究明→対策検討→意思決定→指揮命令→情報開示→再発防止」の一連のプロセスにおいて、対策本部・事務局に対して、対応策の提案・意思決定に関する助言等の支援を行います。

上記は、インターリスク総研が提供可能なコンサルティングの一例です。

他にも、企業のビジネスを取り巻くさまざまなリスクに対するコンサルティングサービスをご用意しております。

MS&AD 株式会社 インターリスク総研

本社：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス
TEL：03-5296-8912 (コンサルティング第一部)
<http://www.irric.co.jp/index.html>

(ご注意) インターリスク総研が提供するコンサルティングサービスは、この保険の付帯サービスではありません。コンサルティングの内容や費用等の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明



法律上の 損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

免責金額

保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいいます。

保険金

普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

保険証券 総支払限度額

この保険契約において支払うすべての保険金の合計の上限をいいます。

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(ベーシックプラン、プレミアムプ

リスク		主な補償内容		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合																									
身体障害・財物損壊賠償責任リスク	以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。					共通事項 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任 ⑦液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ⑧原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ⑨石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取または吸引 ⑩石綿等への曝露による疾病 ⑪石綿等の飛散または拡散 ⑫被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶 ○じんあいはたは騒音に起因する損害 ○専門業務（医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等）に起因する損害																									
	施設にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物		○被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故																												
	昇降機補償 身体 財物		○被保険者による昇降機（エスカレーター・エレベーター）（日本国内に所在するものに限りま す。）の所有、使用または管理に起因する事故																												
	漏水補償 身体 財物		○給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故																												
	構内専用車等補償 身体 財物		○作業場内（主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をい います。）および施設内における自動車（原動機付自転車を含み ます。）または車両の所有、使用または管理に起因する事故 ○自動車または車両の所有、使用または管理に伴う 貨物の積み込みまたは積み卸し作業に起因する事故 ○補償します。×補償対象外となります。 <table><tr><td></td><td>施設内</td><td colspan="2">施設外</td></tr><tr><td></td><td></td><td>作業場内</td><td>作業場内以外</td></tr><tr><td>車両 （除く自動車）</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>自動車</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>積み込み 車両</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>積み卸し 自動車</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> （ご注意）保険金のお支払いは、自賠責保険および 自動車保険が優先適用されます。				施設内	施設外				作業場内	作業場内以外	車両 （除く自動車）	○	○	×	自動車	○	○	×	積み込み 車両	○	○	○	積み卸し 自動車	○	○	○	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じ た損害。ただし、自動車または車両の所有、使用または管理に伴う貨物の 積み込みまたは積み卸し作業に起因する賠償責任を負担することによって被 る損害を除きます。	
		施設内	施設外																												
			作業場内	作業場内以外																											
	車両 （除く自動車）	○	○	×																											
	自動車	○	○	×																											
	積み込み 車両	○	○	○																											
積み卸し 自動車	○	○	○																												
以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。					○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶 ○じんあいはたは騒音に起因する損害 ○LP ガス販売業務 ^(注) の遂行に起因して生じた損害 （注）LP ガス販売業務とは、LP ガスの供給およびこれに伴うLP ガスの 製造、貯蔵等をいい、器具の販売、貸与等を含みます。 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれ かに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 ②水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことに起 因する賠償責任 ○専門業務（医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等）に起因する損害																										
仕事の遂行にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物		○被保険者による仕事の遂行に起因する事故																													
国外業務危険補償 身体 財物		○被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する事故 （ご注意）工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送 または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。																													
管理財物損壊補償 ^(注) 財物 （注）「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含まれます。		○現実には被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。以下、「補償管理財物」といいます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有するものに対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下、「補償管理財物損害」といいます。）に対して保険金をお支払いします。ただし、次の財物を除きます。 ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①～③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物			○ 共通事項 記載の事項 ○補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取 ②被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取 ③補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ④補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 ⑤補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の滅失、破損または汚損 ⑥被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等																										

(ご注意) ビジネスプロテクター(建設業用)の補償内容(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。詳細については普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ラン)

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊 賠償責任リスク	以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 生産物、仕事の結果にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○生産物に起因して生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了後または放棄の後に生じた事故 (ご注意) 設計のみを行う業務の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害 ○被保険者の生産物、または仕事の結果に起因する事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害 ○直接であると間接であるとを問わず、生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が、医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 ①医薬品等のうち、臨床試験に供される物 ②臨床試験 ③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等
	不良完成品損害補償 財物	○被保険者が、完成品(生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された財物)を滅失、破損または汚損したことに起因する事故 (ご注意) 直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項 ○完成品を滅失、破損または汚損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である場合 ○生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損または汚損していない状態となる場合
	不良製造品損害補償 財物	○生産物が製造機械等またはその部品である場合、製造品・加工品(製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物)を滅失、破損または汚損したことに起因する事故 (ご注意) 直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項
	生産物自体の損害補償 財物	○「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体障害または事故原因生産物(事故の原因となった生産物または仕事の目的物をいいます。)以外の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物自体の滅失、破損または汚損によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合 ①仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物 ②生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物 ③生産物を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物
	借用・支給財物損壊補償 プレミアムプラン 財物	別表に規定する仕事の遂行のために、借用財物または支給財物を滅失、破損または汚損したことに起因して、被保険者がそれらについて正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。(ご注意) 借用財物または支給財物の紛失・盗取に起因する損害賠償責任については、保険金を支払いません。 別表 ①道路工事(高架道路工事を含む) 道路工事(高架道路工事を含む)、舗装工事等 ②建築工事 建築物建設工事、大工工事等 ③建築設備工事 電気設備工事、給排水・給湯設備工事等 ④管工事、地下工事 地下道工事、管工事等 ⑤土地造成、土木工事 土地造成・しゅんせつ・干拓・開墾・整地工事、土木一式工事等 ⑥移動・解体・取壊工事 工作物の移動・解体・取り外し・撤去・破壊工事等 ⑦その他の業務 清掃業務、造園業務等	○ 共通事項 記載の事項 ○発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の滅失、破損または汚損 ○他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の滅失、破損または汚損 ○借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の滅失、破損または汚損 ○借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の滅失、破損または汚損 ○電気的または機械的な原因により生じた借用財物の滅失、破損もしくは汚損 ○傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない滅失、破損または汚損 ○借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた滅失、破損または汚損 ○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する借用財物または支給財物の滅失、破損または汚損 ○借用財物または支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ○借用財物または支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(ベーシックプラン、プレミアムプ

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊 賠償責任リスク その他賠償リスク	受託物損壊補償 プレミアムプラン 財物 ^(注) (注) 「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含まれます。	○被保険者が、管理または使用する受託物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <受託物の範囲> ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物<受託物から除かれる財物> ①土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。) ②動物、植物等の生物 ③工事等の遂行のための借用財物・支給財物 (ご注意)被害受託物が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとし、受託物の使用不能に起因する損害を含みません。	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が滅失、破損、汚損、紛失または盗取されたことに起因する損害 ○受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍倉庫または冷蔵倉庫内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○被保険者が管理または使用するヨット、セーリングボート、モーターボート等の滅失、破損、汚損または紛失もしくは盗取に起因する損害
	人格権侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身・財以外	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任 ○被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
	広告宣伝侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身・財以外	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <広告宣伝活動による権利侵害> テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為 ①名誉毀損またはプライバシーの侵害 ②著作権、表題または標語の侵害	○ 共通事項 記載の事項 ○事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任 ○商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。)によって生じた賠償責任 ○宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任 ○被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
	財物損壊を伴わない使用不能損害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身・財以外	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <財物を使用不能にする> その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当するものを使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者が所有、使用または管理する財物 ②生産物または仕事の目的物 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害 ○生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任 ○生産物が製造機械等またはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任
	工事遅延損害補償 プレミアムプラン 身・財以外	○次の①の場合において②に該当するとき、対象工事の請負契約書の遅延規定に基づき記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(違約金に限り、違約金を含みません。) ①対象工事に「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」に規定する損害が生じ、損害賠償金が発生した。 ②①に規定する損害の原因となった事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上遅延した。	○ 共通事項 記載の事項(ただし②を除きます。) ○ 共通事項 記載の事項
費用リスク・利益リスク	被害者治療費等補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用利益	○被保険者が「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して他人に身体障害を与え、その被害者が180日以内に通院・入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に、被保険者が治療費等を当該者の同意を得て負担することによって被る損害 <治療費等> ①通院・入院の場合の治療費用 ②重度後遺障害の場合の治療費用 ③死亡の場合の葬祭費用 ④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付を除きます。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 ①治療費等を受け取るべき者の故意 ②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療費等を受け取るべき者と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為 ④被害者の心神喪失 ⑤被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

ラン)

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
費用 リスク・利益 リスク	初期対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 利益	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因する事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害 ①事故現場の保存に要する費用 ②事故現場の取片付けに要する費用 ③事故状況または原因を調査するために要した費用 ④事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 ⑤「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付け、または回収に要した費用。ただし、不良完成品損害、不良製造品損害が発生した場合は除きます。	○ 共通事項 記載の事項
	訴訟対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 利益	○当社が保険金を支払うべき損害に争訟費用が含まれている場合において、被保険者がその訴訟に関する当社が承認する訴訟対応費用を負担することによって被る損害 <訴訟対応費用> 被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用（被保険者が現実に支出した費用であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。） ①被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 ②訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ③被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。	○ 共通事項 記載の事項
	ブランドイメージ回復費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 利益	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生し、当社が保険金を支払う場合において、ブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置を講じるために、被保険者が当社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害 <ブランドイメージ回復費用> 次のいずれかに該当する費用をいいます。 ①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等（以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告の費用に限るものとします。 ②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用 ^(注) 。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。 (注) 身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。	○ 共通事項 記載の事項
	データ損壊復旧費用補償 プレミアムプラン 費用 利益	○保険期間中に「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、他人の情報機器の記録媒体に記録されている情報を消失または損壊したことにより、その情報を復旧させるために被保険者が負担した費用。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。 <他人の情報機器の記録媒体に記録されている情報> 磁気的または光学的に記録されたプログラムまたはデータを含みます。	○ 共通事項 記載の事項

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション)

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
地盤崩壊危険補償 財物	○被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出・流入(以下「地盤の崩壊」といいます。)に起因して、土地、土地の工作物もしくは植物が滅失、破損または汚損し、または動物が死傷(以下「財物の損壊」といいます。)したことに伴って、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害 ①地盤の崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 ②被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 ③保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 ④シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 ⑤シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 ⑥被保険者と発注者を同じくする他の請負業者が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 ○理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用 ①薬液注入にかかる費用 ②設計変更または工事変更のための費用
借用不動産損壊補償 財物	○借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により滅失、破損または汚損した場合において、被保険者がその借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害 ①火災 ②破裂または爆発 ③給排水設備(スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水 ④①～③を除く不測かつ突発的な事故 〈借用戸室〉 被保険者が社宅、事務所または店舗として借用しているすべての戸室をいいます。 (ご注意) ・借用戸室には工場、倉庫は含まれません。 ・仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 ○借用戸室に生じた次のいずれかに該当する破損により被保険者が被った損害 ①借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた破損 ②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた破損。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた破損を除きます。 ③借用戸室の欠陥によって生じた破損 ④借用戸室の使用または管理を委託された者の故意によって生じた破損。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ⑤不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電氣的事故または機械的事故によって生じた破損 ⑥詐欺または横領によって借用戸室に生じた破損 ⑦土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた破損 ⑧借用戸室のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または借用戸室の汚損であって、借用戸室の機能に支障をきたさない破損 ⑨借用戸室の使用により不可避免的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の破損 ⑩風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた破損 ○被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害 ○被保険者の使用人が所有する借用戸室が滅失、破損または汚損したことによって生じる損害
ネットワーク危険補償 身・財以外	(1) 被保険者が行う次のいずれかに該当する業務の遂行にあたり、(2) に規定する偶然な事由のいずれかに起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①記名被保険者のホームページの運営・管理(日本国内において行う運営・管理に限ります。) ②被保険者または使用人等による電子メールの送信または受信 (2) (1) に規定する偶然な事由とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 次のいずれかに起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 ア. コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染 イ. 被保険者以外の者による不正アクセス ウ. 被保険者または使用人等が電子メールにより発信した電子情報の瑕疵 ② ①ア. からウ. までのいずれかに起因する他人の電子情報の消失または損壊 ③ 被保険者以外の者に対する人格権侵害。ただし、個人情報情報の漏えいによって生じた人格権侵害を除きます。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求 ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求 ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求 ④電子マネーに起因する損害賠償請求 ⑤ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求 ⑥対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求 ⑦被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ⑧被保険者以外の者に管理を委託された情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害 ①身体障害に対する損害賠償請求 ②被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ③財物(貨幣を除きます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求。ただし、被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合は除きます。 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 ⑤被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
雇用慣行賠償責任補償 身・財以外	○被保険者が役員または使用人に対して行った次のいずれかに該当する不当な行為（不作為を含みます。以下「不当行為」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①差別的行為 ②セクシャルハラスメント ③不当解雇 （ご注意）①から③までに定める不当行為には、既に退職した者および採用応募者に対してなされたものを含みます。 ＜差別的行為＞ 国籍、宗教、年齢または性別その他の特性を理由として解雇すること、採用しないこと、または労働条件に関して差別的な取扱いを行うことをいいます。 ＜セクシャルハラスメント＞ 職場において行われる性的な言動に対する役員または使用人の対応によりその役員または使用人がその労働条件につき不利益を受けるものまたはその性的な言動により使用人の就業環境が害されるものをいいます。 ＜不当解雇＞ 正当な理由なく、雇用契約（形式を問いません。）を一方的に解約することをいい、労使の合意による退職を含みません。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③被保険者が他人に損失を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 ④初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑤初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑥この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑦この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑧役員または使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求 ⑨労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 ⑩施設や設備等の新設、修理または改造等に起因する損害賠償請求 ○直接であると間接であるとを問わず、セクシャルハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害 （ご注意）セクシャルハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、セクシャルハラスメントがあったとの申し立てに基づき損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。 ○労働組合法第7条（不当労働行為）または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等による不当労働行為によって生じた損害賠償請求に起因する損害 （ご注意）不当労働行為が実際に行われたと認められる場合に適用されます。 ○被保険者の使用人に支払われる賃金の支払によって被保険者が被る損害
使用者賠償責任補償 身体	(1) 記名被保険者の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により保険期間中に被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、①から③までに規定する金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを、賠償保険金^(注)として記名被保険者に支払います。 ①労災保険法等により給付されるべき金額 ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③法定外補償規定等により記名被保険者から被用者またはその遺族に支払われるべき金額 （注）賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。 (2) (1)の身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次のいずれかに該当する費用を、費用保険金として記名被保険者に支払います。 ①記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用 ②記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③賠償責任保険普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により記名被保険者が当社の要求に従い、協力するために要した費用 ④記名被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、賠償責任保険普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用	○ 共通事項 記載の事項（ただし④を除きます。） ○次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害 ①保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する事変または暴動 ④核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ○次の①から③までの身体の障害 ①記名被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ②風土病による身体の障害 ③職業性疾病による身体の障害 ○次の①から③までの損害賠償金または費用 ①記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ○労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ○労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収することにより、記名被保険者が負担する金額

ご注意ください

ご契約前にご確認いただきたいこと

お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1) 商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款 + 賠償責任保険追加特約 + 企業総合賠償特別約款 + ビジネスプロテクター特約(建設業用) + 各種特約^(注)

(注)セットできる主な特約の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2) 補償内容

- 保険金をお支払いする主な場合
15～20ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」とおりです。
- お支払いの対象となる損害
10ページ記載の「お支払いの対象となる損害」とおりです。
- 保険金をお支払いしない主な場合
15～20ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とおりです。

(3) 被保険者

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なります。
詳細につきましては、10ページ記載の「被保険者(保険契約により補償を受けられる方)」および普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(4) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

支払限度額(または保険金額)とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。詳細は10ページ記載の「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額^(注)につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。
(注)免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(6) 保険料

保険料^(注)は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込完成工事高・売上高」および引受条件等に基づいて決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

- この保険契約では、ご契約の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払込んでいただきます。
 - 新設法人等で、ご契約の際に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込完成工事高・売上高」が存在しない場合には、ご契約時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料^(注)を算出します。
- (注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(7) 保険料の払込方法について

キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます ×:選択できません

主な払込方法	一般分割払 ^(注1)	大口分割払 ^(注2)	一時払
□座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
払込票払	×	×	○
請求書払	×	×	○

(注1)一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2)一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(8) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約時に告知いただく事項についてご確認ください

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険料算出のための確認事項

ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料として、次の①および②を当社にご提出いただきます。

詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- ①税込完成工事高・売上高実績の記載がある保険契約者・被保険者作成資料の写し
- ②当社様式による「告知書」

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1) ご契約後における注意事項(通知義務等)

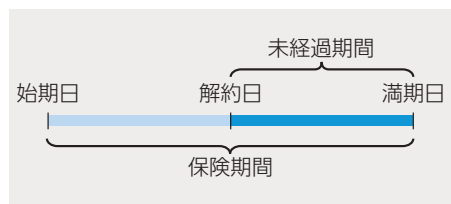
ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
 - 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
 - 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。
- 保険契約を解約される場合、お込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

その他にご留意いただきたいこと

1 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

2 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 万一の事故の場合のお手続きについて

(1) 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(3) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(4) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

4 その他

○ご契約に関する個人情報、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

○このパンフレットは「ビジネスプロテクター(建設業用)」の特徴をご説明したものです。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

Q & A よくあるご質問についてお答えします。



Q

保険期間中に事務所ビルを新設することになりました。
貴社への通知は必要ですか。

A

いいえ。通知は必要ありません。

ビジネスプロテクター（建設業用）は貴社のすべての施設、業務、生産物等にかかるリスクについて1つの保険契約でまとめて補償することができます。補償の重複や加入もれの心配はありません。
（ご注意）一部対象とならない施設、業務、生産物等もあります。



Q

新設の法人で会計年度（1年間）の完成工事高・
売上高がまだありません。
この場合、契約できますか。

A

はい。ご契約いただけます。

新設法人等で最近の会計年度（1年間）の完成工事高・売上高が把握できない場合は、事業計画値を完成工事高・売上高とみなして保険料算出の基礎とします。この際、事業計画値を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の完成工事高・売上高をご通知いただく必要はありません。



Q

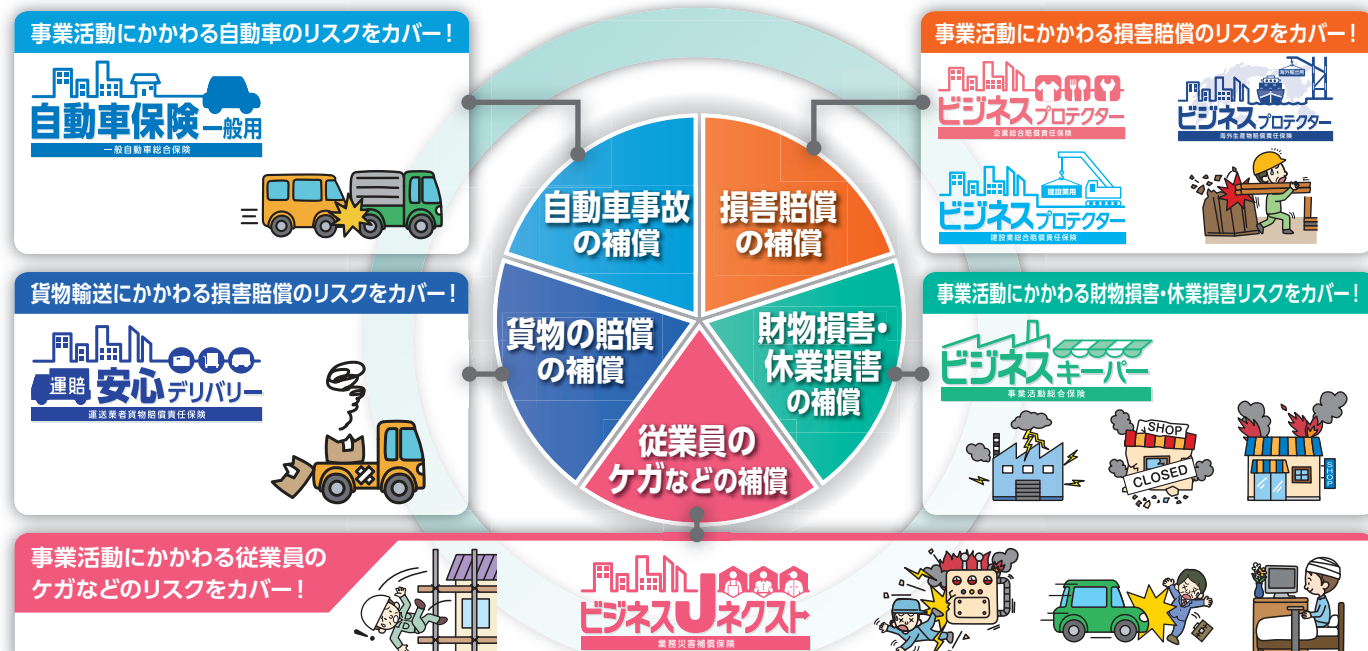
施設の管理や工事の安全管理に力を
入れているのですが、
保険料は安くなりますか。

A

はい。品質管理や安全管理等に応じた割引制度を
ご用意しております。

詳細につきましては10ページをご参照ください。

三井住友海上は事業者のみなさまをトータルサポートします！



※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまで
ご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル (有料)〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

S0512 50,000 2015.6 (新) (62) 62